

総務・企画・公室常任委員会資料16
令和8年（2026年）3月10日
総務部財政課債権回収特別対策室

債権管理の課題と今後の方向性について ～税外未収金～

1. 債権の種類

県では、地方税のほか、高等学校授業料、生活保護法に基づく返還金、奨学資金や事業資金等の貸付金など、様々な債権が存在している。

これらの債権をその特徴に着目して分類すると、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」および「私債権」の三種類に大別される。

債権の種類により、強制執行（財産の差し押え）における訴訟等の要否や時効期間経過後の法的効果などに違いがある。

債権の種類	主なもの	消滅時効期間	強制執行前の訴訟等の要否	時効期間経過後の法的効果※
強制徴収公債権	地方税、行政代執行費、放置違反金など	原則 5 年	×	消滅
非強制徴収公債権	行政財産目的外使用料、高校授業料など	5 年	○	消滅
私債権	貸付金（奨学金、事業資金）、県営住宅家賃など	5 年 (民法改正以前に発生した債権は10年)	○	消滅しない

※ 強制徴収公債権および非強制徴収公債権は消滅時効期間経過により債権が消滅するため、消滅時効期間経過後は返還金等を受領することができない。

私債権は、時効期間経過後も債務者から時効の援用（「時効期間が過ぎているので、請求には応じない」等の意思表示）がない限り債権は消滅しない。

2. 債権回収の現状・課題について

(1) 債権回収の取組状況

令和4年度以降、議会や監査委員の意見などを踏まえ、債権の一層の収納促進や収入未済額縮減に向け、県庁組織全体で取り組みを進めているところ。

ア 滋賀県債権回収対応マニュアルの作成等（R5.3策定）

債権の管理・回収に係るマニュアルを作成し配布するとともに、初任者向けに研修を実施

イ 債権回収専門員の配置（R5.4～）

債権金額が大きい教育総務課に回収専門員を配置し、滞納者と納付交渉を実施

ウ 未収金回収業務の外部委託（R5.8～）

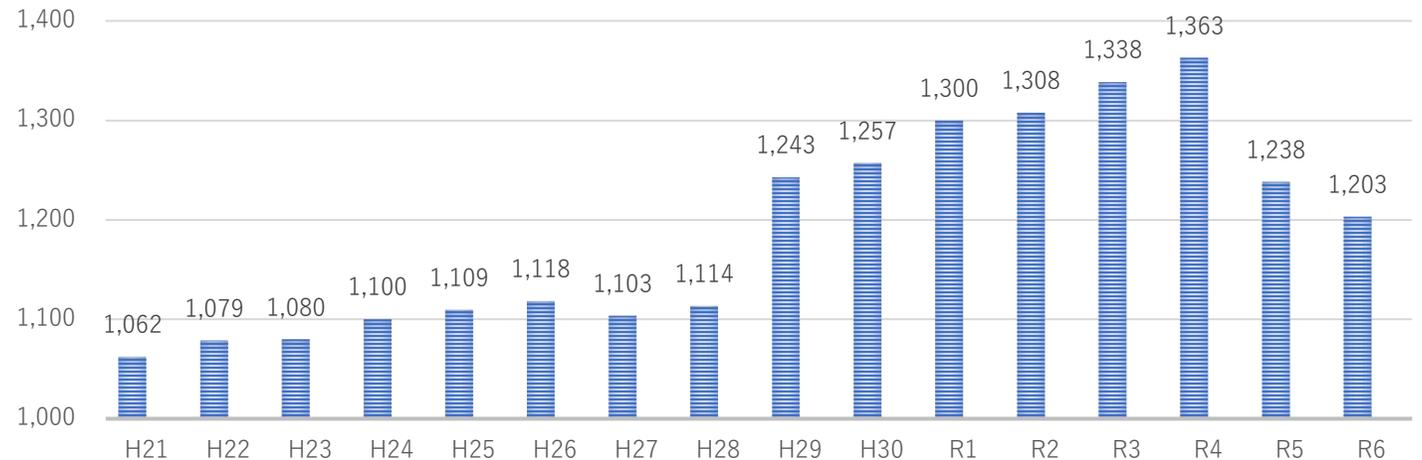
弁護士法人に回収業務を委託し、県外在住者などこれまで十分に対応できていなかった債権への対応強化

エ 訴訟および差押え

自主的に弁済しない債務者については、裁判所に支払督促の申し立てや、返還請求訴訟等の訴訟提起
債務名義取得後も弁済がない場合は、預金債権や給与債権等を差し押え、強制的に債権を回収の実施

(2) 未収金の推移

旧RD最終処分場の代執行費用を除く税外未収金残高は、これまで増加傾向であったが、各種取組の効果もあり、令和5年度決算では前年比で約125百万円減少したほか、令和6年度決算においても引き続き減少するなど取組成果がでてきている。



旧RD最終処分場の代執行費用を除く税外未収金残高（単位：百万円）

(3)回収困難な債権

債権回収に成果が見られる一方、債務者の所在が不明など、回収困難な債権への対応も課題となっている。

ア 債務者の所在が不明

住民票が職権削除される等で債務者の現住所を特定することが困難な場合

イ 相続人の有無が不明

相続人の調査をすることができず、債務者の特定に課題がある場合

ウ 時効の援用がなければ債権が消滅しない

消滅時効期間が経過しても時効の援用を得られるまで債権が消滅しないため、債権を管理し続けなければならない。

【参考】

奨学金などの私債権は、「時効の援用」がなければ債権が消滅しない。

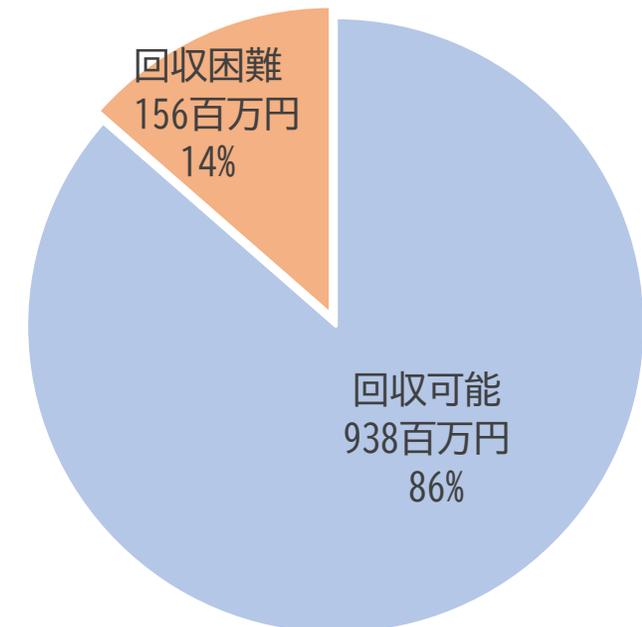
(4)債権の滞留状況

令和6年度決算時点での私債権・非強制徴収公債権の調定済み未収金残高は、約1,094百万円。

このうちの約156百万円が時効期間が経過している等により、回収が困難となっている。

また、令和6年度の財産に関する調書に記載されている未調定債権のうち、約362百万円は調定されないまま、時効期間が経過する等により、回収が困難となっている。

令和6年度決算時点
未収金残高（調定済み・私債権および非強制徴収公債権）



(5)債権の滞留状況詳細

債権が回収困難な理由は以下のとおり

(単位：百万円)

回収困難な理由	金額	回収困難に占める割合 (金額)
時効期間経過かつ社会通念上、時効の援用が考えられる※	379	73.2%
時効期間経過かつ生活困窮のおそれ	75	14.5%
時効期間経過かつ所在不明	45	8.7%
相続人がないまたは明らかでない	8	1.5%
債務者等の破産免責	6	1.2%
時効期間経過かつ強制執行の対象となる財産がない	4	0.8%
徴収停止措置から相当期間が経過	1	0.2%
法人の実体がないまたは不明	0	0.1%
合計	518	100%

債権回収特別対策室調べ

※ 債務を履行しようとする債務者の意思がうかがえず、債務者が消滅時効期間が経過している事実を知れば時効の援用をす
ると考えられるもの

3. 債権管理の今後の方向性

(1) 現在の状況

回収困難な債権の請求権を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決※1が必要であるが、債務者の破産等による直近5年間の議決件数は10件※2となっている。

また、県として債権（権利）放棄に係る統一的な指針がないため、その判断は債権所管課で行っている。

※1 1件20万円以下の権利を放棄することは、知事の専決処分事項（昭和46年4月以降）

※2 看護師等養成所授業料資金貸付金や医師養成奨学金貸付金等の免除制度のため放棄の議決をしているものは631件。

(2) 今後の方向性

県民負担の公平性・公正性を確保する観点から、税外未収金縮減に向け、引き続き積極的かつ厳正な姿勢で対応していくことが原則

一方、人的資源に限られるなか、より効果的・効率的な債権回収を行うためには、回収見込みの高い債権へ労力をシフトし、回収が極めて困難と判断する債権については、一定の整理が必要。

回収が困難と判断する債権の範囲について、統一的な指針を策定し、それに基づいて債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、今後の債権管理のあり方を検討

【参考】令和6年度包括外部監査の意見

県の債権は、県の重要な財産であり、県民および債務者の公平性を担保する観点から安易に債権放棄すべきではない。しかし、回収が極めて困難な債権の回収に労力をかけ、その結果、労力を重点的に振り分けていけば、回収できた可能性の高い債権が、労力を振り分けなかったことにより滞留していくことは経済合理性の観点から好ましい状況ではない。

これらを踏まえれば、県は回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる

4. 他自治体の状況等

(1) 他自治体の状況（都道府県）

債権管理に関する条例は、16自治体で制定されており、条例でなく統一的な規定として定めている県は、17自治体となっている。

条例の内容は、強制執行など債権管理全般にわたる事項について、地方自治法施行令とほぼ同様の内容を条文で改めて規定している「包括型」と債権放棄に特化した「債権放棄型」に大別される。

放棄対象とする債権は、貸付金等の私債権のみに限定しているものから、行政財産目的外使用料等の非強制徴収公債権を含むものまで、自治体によって異なる。

(2) 条例の分類

条例内容	包括型	総則部分（他の条例との関係及び徴収に関する一般原則）を規定したのち、督促、強制執行、履行期限の繰上げ、徴収停止、履行延期の特約および債権放棄等、債権管理全般にわたる項目を規定している。
	債権放棄型	債権放棄に係る規定に特化した条例。
放棄対象債権	私債権型	放棄の対象を、貸付金等の私債権のみに限定している。
	非強制徴収債権型	放棄の対象を、税の滞納処分の例によって強制執行できない債権（私債権＋非強制徴収公債権（行政財産目的外使用料等））まで拡大している。

【参考】債権放棄条例の都道府県分類

		放棄対象債権	
		私債権のみ (私債権型)	私債権および 非強制徴収公債権 (非強制徴収債権型)
条例内容	包括型	三重県 東京都 埼玉県	岡山県 佐賀県 山口県 北海道 神奈川県 高知県 千葉県 沖縄県
	債権放棄型	兵庫県 岐阜県 京都府 大阪府	

※このほか、鳥取県は放棄に関する事項ではなく、債権回収に関する目標設定や収集した情報の利用等について規定。

5. 他自治体における債権放棄事例等について

(1) 債権放棄対象

先行自治体においては、主に以下の基準に該当するものを放棄の対象

- ア 相当程度の徴収努力が行われており、かつ、消滅時効の期間が経過したもので下記のいずれかに該当する事由があるとき
 - ・ 強制執行の対象となる財産がないとき
 - ・ 強制執行をした場合に、生活が著しく窮迫するおそれがあるとき
 - ・ 所在が不明であるとき
- イ すでに消滅時効期間が経過しており、社会通念上、債務者が時効の援用をされると考えられるとき
- ウ 徴収停止（費用倒れを避けるため積極的に回収しないこと）の措置をとった日から、相当の期間を経過したあとも状況に変化が見られないとき
- エ 債務者が死亡し、相続人がないときまたはその有無が明らかでないとき
- オ 債務者が破産免責決定されたとき
- カ 債務者である法人の実体がないとき、または不明であるとき

(2) その他

- ア 今後の方向性や債権放棄に係る妥当性等については、客観性を担保するため、弁護士等の外部の有識者等から構成される「税外未収金処理方針検討委員会」の意見も参考に検討を進める。
- イ 内部の会議体である「税外未収金対策推進会議」を活用し、部局間の情報共有を行うとともに、回収・整理に係る目標や実績を確認し、より効果的・効率的な債権管理の検討を進める。